

羽島市告示第37号

羽島市空家利活用促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

羽島市長 松井 聡

羽島市空家利活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の利活用を促進し、空家対策の推進及び地域活性化を図るため、市内の空家を取得又は取得及び改修し、定住しようとする者に対し、予算の範囲内で羽島市空家利活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち建築物及びこれに附属する工作物をいう。
- (2) 定住 5年を超えて居住することを前提に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 市内事業者 市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店、支店、営業所若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (4) 転入世帯 空家の取得の契約日から第12条に規定する実績報告書の提出の日（以下「報告書提出日」という。）までの間に、当該空家の所在地に転入する者によって構成される世帯をいう。
- (5) 新婚世帯 空家の取得の契約日の1年前から補助金交付申請日（以下「申請日」という。）までの間に婚姻の届出をし、かつ、申請日においても婚姻関係にあり、当事者が同一世帯に属している世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 申請日において、生計を一にする18歳に達する日以後の最初の

3月31日までの間にある子又は妊娠している者が同一世帯に属している世帯をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家(以下「補助対象空家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 居住の用に供されていた建築物で、おおむね1年以上居住又は使用がなされていないものであること。
- (3) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたものであること。ただし、昭和56年5月31日以前に同項の規定による確認を受けて建築されたものにあつては、次のいずれかの条件を満たすものであること。
 - ア 耐震診断の結果、構造耐震指標が1.0以上であること。
 - イ 過去に耐震改修工事を実施していること。
 - ウ 報告書提出日までに、耐震改修工事を行うものであること。
- (4) 市街化調整区域内の建築物については、都市計画法(昭和43年法律第100号)に適合していること。
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付の対象となつた空家ではないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らの居住の用に供するため、補助対象空家を取得した者
 - (2) 報告書提出日において、同一世帯に属する他の世帯員が1人以上いる者
 - (3) 補助対象空家に定住する意思がある者
 - (4) 補助対象空家が存する地域の自治会に加入する意思がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(第3号、第4号及び第6号については、同一世帯に属する他の世帯員を含む。)は、補助対象者となることができない。
- (1) 申請日において、補助対象空家の取得の契約日から起算して6か月が経過した者
 - (2) 3親等以内の親族から、売買、相続又は贈与により補助対象空家を取得した者

- (3) 申請日において、市税（市外在住者にあつては、現居住地の市町村税）の滞納がある者
- (4) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けている者
- (5) 国又は他の地方公共団体から同種の補助金、補償金等の交付又は支給を受けている者
- (6) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象空家の取得
- (2) 補助対象空家の取得及び補助対象空家に居住するために必要な改修工事

2 前項第2号に規定する改修工事については、市内事業者が施工し、申請日の属する年度の2月末日までに完了する工事に限り、対象とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く額）とする。

- (1) 補助対象空家の取得に要する費用
- (2) 取得した空家の修理又は改修に要する費用（市内事業者と請負契約等を締結したものに限る。）

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、次項から第4項までに規定する基本額及び加算額の合計額を上限とする。

2 補助金の基本額は20万円とする。

3 補助対象者が、転入世帯に該当する場合は、補助金の基本額に5万円を加算する。

4 補助対象者が、新婚世帯又は子育て世帯に該当する場合は、補助金の基本額に5万円を加算する。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、羽島市空家利活用促進補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象空家に係る登記事項証明書
- (3) 補助対象空家に係る売買契約書の写し
- (4) 耐震性が確認できる書類の写し（報告書提出日までに耐震改修工事を行う場合を除く。）
- (5) 空家証明書(別記第3号様式)又は改修する住宅が空家であったことが確認できる書類
- (6) 改修に係る見積書の写し及び費用の内訳が確認できる書類
- (7) 改修工事をする部分の平面図
- (8) 改修工事をする部分及び外観の施工前の状況の写真
- (9) 申請者の世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されたものに限る。)
- (10) 新婚世帯に該当する場合は、戸籍全部事項証明書の写し
- (11) 申請者の世帯の世帯員に妊婦がいる場合にあっては、母子健康手帳その他の妊娠を証明する書類の写し
- (12) 申請者の世帯全員の市税の完納証明書（市外在住者にあっては、現居住地の市町村税完納証明書）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、補助金の交付に係る適否の決定をした場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、交付しないことを決定した場合は理由を付して申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、補助金を交付すべき旨の決定をした場合は、羽島市空家利活用促進補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により指令を行うものとし、補助金を交付しない旨の決定をした場合は、羽島市空家利活用促進補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助対象事業の着手)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、同条の交付決定後に第5条第1項第2号に規定する補助対象空家に居住するた

めに必要な改修工事に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する場合は、羽島市空家利活用補助金交付決定前着手届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更等）

第11条 補助事業者は、申請の内容を変更、中止しようとするときは、羽島市空家利活用促進補助金交付変更（中止）承認申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。

- (1) 事業の変更内容がわかる書類
- (2) 工事見積書（変更内容が費用に関する場合）
- (3) 補助金決定通知書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請による変更等を審査し、その結果を、羽島市空家利活用促進補助金交付変更承認・不承認通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次の表の左欄に掲げる区分により、それぞれ同表中欄に掲げる期日までに、羽島市空家利活用促進補助金実績報告書（別記第9号様式）に、同表右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

補助対象事業	期日	書類
補助対象空家の取得	第9条第1項に規定する交付決定の通知の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日	・市長が必要と認める書類
補助対象空家の取得及び改修工事	事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日	・工事請負契約書の写し ・改修に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し ・工事写真（竣工状況、工事中の

	日	状況等が確認できるもの) ・その他市長が必要と認める書類
--	---	---------------------------------

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、羽島市空家利活用促進補助金交付額確定通知書(別記第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定により補助金の交付額確定通知を受けた補助事業者は、羽島市空家利活用促進補助金請求書(別記第11号様式)に、通帳その他の振り込みを希望する金融機関の口座を確認することができる書類の写しを添えて、市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求書を受理したときは、30日以内に補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (4) 補助対象空家に居住の実態がないことが明らかになったとき。
- (5) 申請日から5年以内に市外へ住民票を移動したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、羽島市空家利活用促進補助金交付取消通知書兼返還請求書(別記第12号様式)により、補助金の交付決定の取消しを通知し、交付した補助金の返還を請求することができるものとする。

(指導監督)

第18条 市長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(関係書類の保管)

第19条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。